後見人等候補者の事情説明書

※ この事情説明書は後見人等候補者自らが記載してください。該当する□にレを記入願います。　　記載欄が小さいため書ききれないときは，適宜別紙を利用してください。

【記入者】 氏名 ㊞

【記入日】 平成 年 月 日

※ 申立人と候補者が同一人の場合は下記の２から記入してください。

１ あなた（後見人等候補者）の住所，氏名等を記入してください。

 (1)　住所 （〒 － ） 　 電話 　 （ ）

　(2) 生年月日 昭和 ・ 平成 年 月 日生（ 　歳）

　(3)　本人との関係　　　 　 　 　(4) 職業（勤務先）

　(5) 平日昼間の連絡先　　　　　　 　電話　　　（　　　 ）

２ あなたは次のいずれかの事由に該当しますか。

　　□ 次のいずれにも該当しない。

　　□ 次の事由に該当する。

　　　　 □ 後見・保佐・補助開始の審判を受けたことがある。

　　　 　□ 成年後見等開始事件で成年後見人等を解任されたことがある。

　 　□ 破産開始決定（旧「破産宣告」を含む。）を受けたことがある。

　　　　 　 □ 復権〔破産者の身分を解かれること(例：免責）〕している。

 　　　　 　□ 復権していない。

 　　 　□ 個人再生や特定調停の手続をしたことがある。

 　□ あなた自身，若しくはあなたの配偶者又はあなたと親子の関係である

　　　　　　者が，本人に対して訴訟をしたことがある。

３ 身上・経歴等

 (1) あなたの家族を記入してください。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  氏　　名 |  年齢 |  続柄 |  職業（勤務先，学校名） |  同居・別居の別 |
|  |  |  |  |  □ 同居 □ 別居 |
|  |  |  |  |  □ 同居 □ 別居 |
|  |  |  |  |  □ 同居 □ 別居 |
|  |  |  |  |  □ 同居 □ 別居 |
|  |  |  |  |  □ 同居 □ 別居 |
|  |  |  |  |  □ 同居 □ 別居 |

 (2) あなたの経歴（最終学歴，職歴）を記入してください。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  年　月 |  最終学歴 |  年　月 |  職　　歴 |
|  昭和 ・ 平成 年　 　月 |  　　　　　　　校 　　　卒業 ・ 中退 |  年　 　月 |  |
|  年　 　月 |  |
|  年　 　月 |  |
|  年　 　月 |  |

(3) あなたの経済状態について記入してください。

|  |  |
| --- | --- |
|  |  収　入　　　　　　　 □次のとおり □なし |
|  あなたの年収　約　　　　　万円 　　 　（内訳） □ 給与等 約　　　　　 万円 　　　　 　　　　　 □ 年金等 約　　　　　　万円 　　 　 □ その他の収入（ 　　　 ） 　　　　　　　　　　　　　　　　　　約 　 万円 （世帯総収入　　合計　約 　　　　 万円　） |
|  あなた名義の不動産 　□次のとおり　□なし ※種別は宅地，家屋等と記入 |
|  種　　別 |  筆　数　等 |  種　　別 |  筆　数　等 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  あなた名義の預貯金等 □ 次のとおり　□ なし |
|  種　　類 |  銀行名等 |  金　　額 |
|  |  |  円 |
|  |  |  円 |
|  |  |  円 |
|  負債，保証債務 　　 □ 次のとおり □ なし |
|  あなたの負債　約　　　　　万円（ 　社・主な借入用途　　　　　　　　　　　　　　　　　） 　　　 （世帯の負債　　　約　 万円） あなたの保証債務　約　　　　　　万円（　　　　社） 　　　 （世帯の保証債務　約　 万円） |

　(4) あなたの健康状態について記入してください。

　　　□ 普通の健康体である。

　　　□ 通院治療中（病名　　　　　　　　　　　　　，月・週　　　回通院）

４ 本人の介護や生活に関わっていたり，相談されている機関があれば，その名称， 連絡先を記入してください。

５ 本人の療養看護の方針・計画について，具体的に記入してください。

 （今後の生活の拠点，必要となる医療や福祉サービス，身の回りの世話等）

６ 今後，本人のために多額の出費や不動産の処分を予定している場合は，その内　容，理由等を記入してください。

７ これまでに本人のために立て替えて支払っているものがあれば，記入してくだ　さい。　※領収書等を添付してください。

８ 成年後見人等の役割，責任について理解していますか。

 □ 理解している。

　 □ 次のことが分からない。

【候補者・後見開始用】　　　確　認　票（必ず候補者ご本人が記載してください。）

次の事項につき，該当する回答にレ点でチェックをして，記載した年月日を記入，

署名押印のうえ，申立書と一緒に提出してください。

１　後見人候補者が必ず選任されるとは限らず，後見人には，専門職（※弁護士，司法書士，社会福祉士，税理士等）である第三者後見人が選ばれたり，後見監督人が選ばれることがあります。

　　□　理解した。　　　　　□　よく分からない。

２　後見開始の審判後，後見人が後見事務を行っている間に，被後見人の流動資産（※1）の合計額が１０００万円以上となる場合，原則として専門職が後見人に追加選任され，後見制度支援信託の利用を検討することになります。検討の結果，後見制度支援信託の利用が適当でないと判断された場合は，専門職が後見人または後見監督人として引き続き後見事務に関与することになります。

　　□　理解した。　　　　　□　よく分からない。

３　後見人に就任（開始の審判が確定）すると，法務局で取得する後見登記事項証明書を添えて，被後見人が預貯金口座を持つ金融機関に届出をする必要があります（※後見人が開始の審判を受け取って２週間の経過で審判が確定します。なお，後見人が管理することとなる被後見人の預貯金は，カードで引き出すことができない取扱いの金融機関が多いです。）。

　　□　理解した。　　　　　□　よく分からない。

４　後見人は，就任時の本人の財産を調査して，財産目録，収支予定表を作成して提出し，以降，裁判所又は（後見監督人が選任されている場合は）後見監督人の監督に服します。

　後見人は，本人の収支を帳簿に記帳し，領収証や資料を保管するなどして，裁判所又は（後見監督人が選任されている場合は）後見監督人に対して，いつでも事務報告ができるようにしておく必要があります。

　　□　理解した。　　　　　□　よく分からない。

　　**※ 後見人に選ばれた方は，当庁主催の後見人等職務説明会に必ず参加していただきます（※具体的な日時については，審判時に書面でお知らせします。）。**

５　後見人が被後見人の財産の流用・借用等をしたりすると，損害賠償だけでなく，業務上横領罪に問われることがあります。

　　□　理解した。　　　　　□　よく分からない。

６　後見人（後見監督人を含む）は，報酬付与の申立てを家庭裁判所にすることにより，家庭裁判所が決めた報酬額を，被後見人の財産から受け取ることができます。

　　□　理解した。　　　　　□　よく分からない。

７　後見開始申立ての動機，目的たる仕事が終了しても，後見事務は，被後見人の能力が回復するか成年被後見人の死亡まで続きます。

　　□　理解した。　　　　　□　よく分からない。

※1　被後見人名義の現金，預貯金，株式・投資信託等投資資産

　　　　　　　　　　　　　　　　平成　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名（自署）　　　　　　　　　　　　　　　　印

【候補者・保佐／補助 開始用】　確　認　票（必ず候補者ご本人が記載してください。）

次の事項につき，該当する回答にレ点でチェックをして，記載した年月日を記入，

署名押印のうえ，申立書と一緒に提出してください。

１　保佐人等（補助人も含みます。以下同じ。）候補者が必ず選任されるとは限らず，保佐人等には，専門職（※弁護士，司法書士，社会福祉士，税理士等）である第三者が選ばれたり，監督人が選ばれることがあります。

　　□　理解した。　　　　　□　よく分からない。

２　保佐人等に財産管理権が付与されている場合，保佐等開始の審判後，保佐人等が保佐等事務を行っている間に，本人の流動資産（※1）の合計額が１０００万円以上となったときは，原則として専門職が保佐人等または監督人に選任されることになります。

　　□　理解した。　　　　　□　よく分からない。

３　保佐人等に就任（開始の審判が確定）すると，法務局で取得する後見登記事項証明書を添えて，本人が預貯金口座を持つ金融機関に届出をする必要があります（※保佐人等が開始の審判を受け取って２週間の経過で審判が確定します。保佐人等が管理することとなる本人の預貯金は，カードで引き出すことができない取扱いの金融機関が多いです。）。

　　□　理解した。　　　　　□　よく分からない。

４　保佐人等は，就任時の本人の財産を調査して，財産目録，収支予定表を作成して提出し，以降，裁判所又は（監督人が選任されている場合は）監督人の監督に服します。

　保佐人等は，本人の収支を帳簿に記帳し，領収証や資料を保管するなどして，裁判所又は（監督人が選任されている場合は）監督人に対して，いつでも事務報告ができるようにしておく必要があります。

　　□　理解した。　　　　　□　よく分からない。

５　保佐人等が本人の財産の流用・借用等をしたりすると，損害賠償だけでなく，業務上横領罪に問われることがあります。

　　□　理解した。　　　　　□　よく分からない。

６　保佐人等（監督人を含む）は，報酬付与の申立てを家庭裁判所にすることにより，家庭裁判所が決めた報酬額を，本人の財産から受け取ることができます。

　　□　理解した。　　　　　□　よく分からない。

７　保佐又は補助開始申立ての動機，目的たる仕事が終了しても，保佐人等の事務は，本人の能力が回復するか本人の死亡まで続きます。

　　□　理解した。　　　　　□　よく分からない。

※1　本人名義の現金，預貯金，株式・投資信託等投資資産

　　　　　　　　　　　平成　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　　氏　名（自署）　　　　　　　　　　　　　　印